

事業検討の経緯等

■ 検討の経緯

和光市地域公共交通計画においては、基本方針として「市内の移動しやすさ向上」を定め、運転免許証を返納した高齢者等の交通弱者の移動の確保を目指していくこととしている。

当該検討においては、上記基本方針を踏まえ、既存の公共交通施策では解決が不十分な行政課題を整理するとともに、福祉施策と連携した課題解決事業について検討を行った。

■ 和光市における行政課題の整理

行政課題について、和光市地域公共交通計画の基本方針や目標等も踏まえ、下記のとおり整理した。

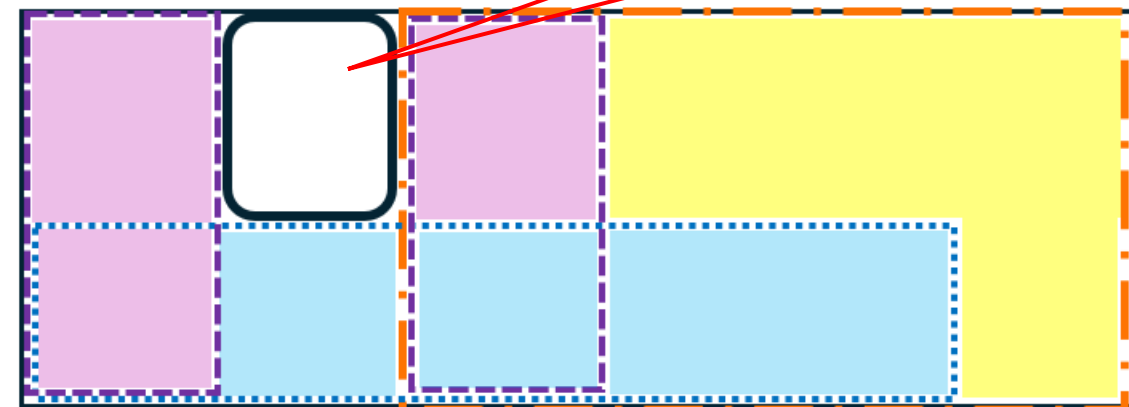
自家用車による移動困難	高齢化に伴う運転免許証返納は交通事故リスクの低下に繋がる反面、日常的な移動の自由の確保が困難な状況となる。
地域公共交通の不便性	最寄りバス停の運行本数が少ない地域や高低差が大きい地形が存在する。また、バス事業者では運転手不足が課題であり、市内循環バスの継続にも課題が生じている。
地域活性化のための交通サービスの有機的な連携不足	移動ニーズを的確に捉え、公共交通や福祉施策等と連携した外出機会の創出による地域活性化を目指す。

事業検討の経緯等

■ 検討の進め方

運転免許証を返納した高齢者等の交通弱者の移動を確保するため、公共交通施策や福祉施策では対応が不十分な行政課題の解決に向けた移動支援を検討する。

※対象者検討のイメージ図



【凡例】

	自家用車等での移動が可能な方
	公共交通により移動が可能な方
	福祉施策による移動支援の対象者

- ・ 自家用車での移動が可能な方や公共交通の利用により日常的な移動ができる方が多く存在する。
- ・ 福祉的な配慮が必要な方への支援策等についても、福祉部局において多様な施策や制度が実施されている。
- ・ 本検討においては、これらの移動支援制度等から外れる方を対象とした制度のあり方について検討する。

（参考）福祉部局における移動支援制度

■福祉部局における移動支援制度

福祉施策としての移動支援制度等については、目的地を設定した送迎制度と日常的な移動を支援する制度が存在する。主な移動支援施策は下記のとおり

■ 送迎制度

- **高齢者福祉センター利用者無料送迎制度**
高齢者福祉センター及び新倉高齢者福祉センターの利用者を各施設へ送迎する制度
- **高齢者地域送迎サービス助成事業**
要介護認定を受けた高齢者を対象とし、病院等への送迎費用の一部を市が補助する制度

■ 日常的な移動を支援する施策

- **福祉タクシー利用券交付制度**
障害者手帳保有者のうち、市が規定する等級の者を対象とし、希望者に初乗運賃分のタクシー利用券を交付する制度
- **障害者移動支援事業**
障害者手帳保有等の要件を満たす対象者の屋外での移動が困難な障害者の外出援助の費用を市が負担する制度
- **障害者生活サポート事業**
移動支援事業等のサービスを受けられない方を対象として、民間サービス団体等の移動支援サービスの費用の一部を市が補助する制度

事業実施における基本的な考え方

■事業実施の目的

- ・公共交通の利用による日常的な移動が不便な方の移動支援
- ・高齢者等の運転免許証返納促進による交通事故等の発生抑制

■当該事業での支援が想定される移動

- ・生活の質の向上に資する日常の移動を想定
- ・人々の多様な交流を生み出す公共交通として、地域活動や地域活動拠点への移動支援を想定

■施策検討にあたっての注意事項

- ・介護予防等の福祉部局における取組や方針に反するものとししない
- ・既に支援が届いている方や実施されている制度を更に手厚く支援するものではない

事業実施方針・制約など

■制約事項の整理

- ・ 新たな公共交通等の導入には認可に時間を要する場合がある
- ・ 和光市内は狭隘道路が多くバス路線の増設は困難
- ・ ボランティア輸送は安定的な運転手の確保に課題
- ・ 公共交通全般における運転手不足

■制約事項を踏まえた支援策の検討

- ・ スムーズな事業開始と安定的な実証運行を目指す
⇒ 既存の施策や制度等を活かした事業を検討する
- ・ 運転手や車両台数等を考慮した規模の事業とする
⇒ スモールスタートにより、事業の評価や実現性等を図る

実施する事業

■ 実施する事業の方針

- ・ 事業実施方針や制約等を踏まえ、公共交通政策室や障害福祉課にて既に実施されている『タクシー利用料金助成制度』を活かした制度とする
- ・ 実証事業として開始し、当該事業の効果を検証するとともに、運用方法等についても段階的な改善を図っていく

■ 事業概要

- ・ 短距離の移動（歩行）は可能だが、急勾配や長距離の移動に負担を感じているような方を対象者とする
- ・ 対象者のうち、希望する方を対象にタクシーチケットを配布する
- ・ 公共交通空白地域タクシー利用料金助成事業における過去の実績から、対象者数を200名程度とする。（当該助成事業における対象者数／R5.10時点：256名⇒R7.4時点：35名）
- ・ 実証期間を設け、事業の評価検証を行い、改善策等を検討する

対象者の検討

■ 当該事業における対象者検討

- ・ 公共交通不便地域の居住者を対象に、検証要件を定める
- ・ 福祉施策と連携し、外出機会の創出を促すものとする
- ・ 希望者への申請制とし、受付人数は200名程度とする
- ・ 申請者にモニターとして協力いただき、期間中に効果検証する

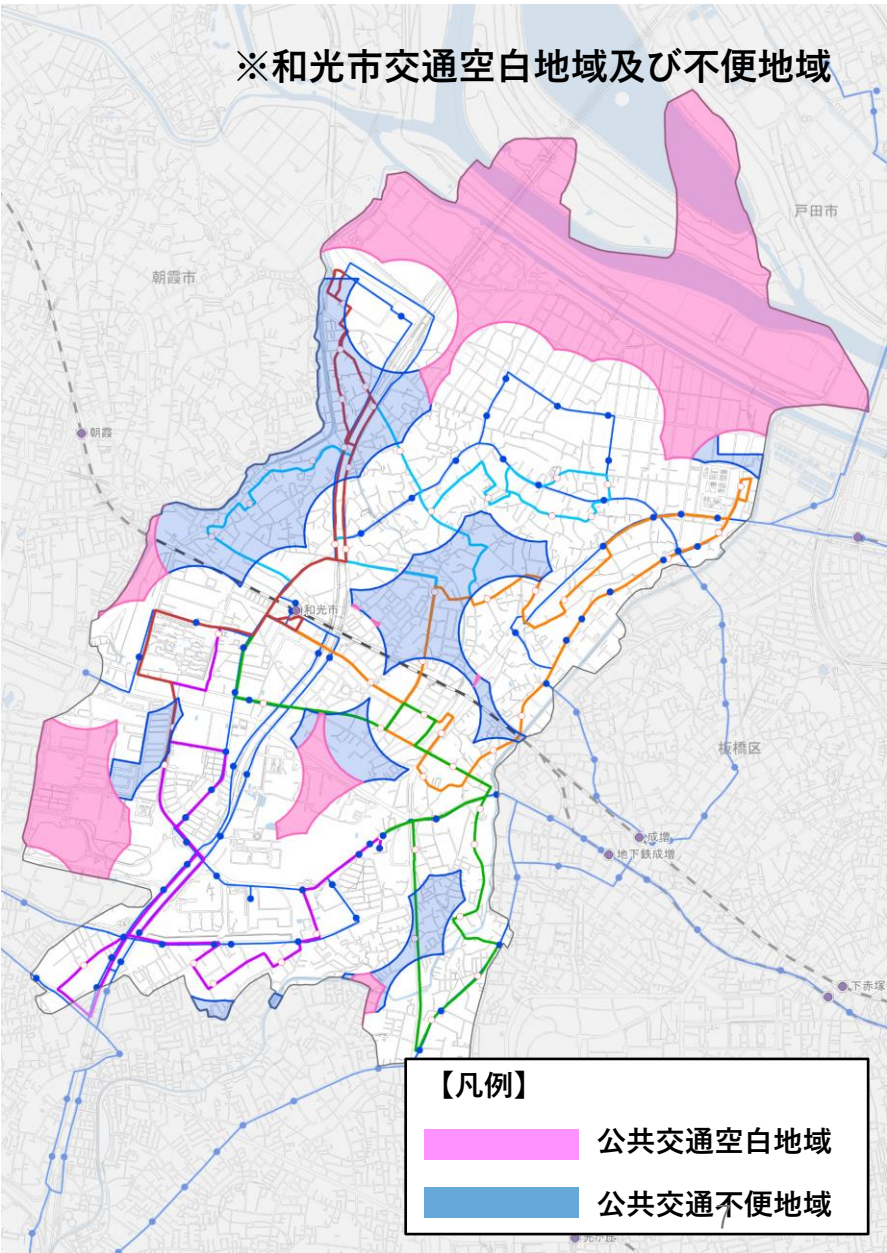
※下表の①または②に該当する市民を検証要件の対象とする。

検証要件	人数
① 運転免許証の返納者	約240人／年
② 介護予防日常生活支援総合事業の認定者	約150人
地域公共交通が不便な地域の居住者	約16,000人

（参考）運転免許証の返納者数 R3：297人、R4：223人、R5：174人

※定義

公共交通空白地域 鉄道駅・バス停300m圏外の地域（非可住地除く）
公共交通不便地域 1日の運行本数が上下合わせて24本未満の地域（バス停300m圏内）



効果及び評価検証等

■ 当該事業により期待される効果

- ・ 市内循環バスの利用機会創出（往路はタクシー、帰りはバスを利用した移動等の機会創出）
- ・ タクシーを活用した外出機会の創出に伴う、地域活動への参加回数の増加



- ・ 実証期間終了後、当該事業における効果について評価・検証を行う
〔評価項目の例〕 タクシーチケットの申請数（利用数）、市内循環バスの利用回数
地域活動への参加回数、満足度（利用者、市民、事業者） など
- ・ 課題や改善点等を整理し、次期実証期間に向けた見直し事項等について検証を行う

実施スケジュール案

- ・ 当面は実証事業として、効果検証を行いながら、期間ごとに評価・検証を行う
- ・ 申請方法や配布方法等の運用面について、段階的な改善・改良を検討する
- ・ 第2期実証期間終了後は、実証結果を踏まえ、将来的な事業実施方針について検討する

第1期実証期間

（令和8年1月～令和8年3月末）



第2期実証期間

（令和8年9月～令和9年3月末）



第1期実証期間・第2期
実証期間の事業結果等を
踏まえ、将来的な事業の
在り方を検討する。

- ・ 事業の実施と並行して効果検証を行う
- ・ 申請時にアンケートを実施する
- ・ 第2期実証実験に向け、施策や条件等の見直し方針等について検討する
- ・ 実証期間終了後にアンケートを実施する

- ・ 事業の実施と並行して効果検証を行う
- ・ 申請時にアンケートを実施する
- ・ 実証期間終了後にアンケートを実施する
- ・ 申請者数や地域活動の変化等について、第1期実証実験との比較を行う